

財 関 第 4 2 6 号
令和8年4月7日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を下記のとおり改正し、令和8年4月7日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。